

# 宿毛市下水道事業経営戦略

令和7年3月

宿 毛 市

# 目 次

<b>1. 事業概要</b> .....	<b>1</b>
(1) 事業の現況.....	1
(2) 民間活力の活用等.....	2
<b>2. 将来の事業環境</b> .....	<b>6</b>
(1) 処理区域内人口の予測.....	6
(2) 有収水量の予測.....	6
(3) 使用料収入の見通し.....	7
(4) 施設の見通し.....	7
(5) 組織の見通し.....	7
<b>3. 経営の基本方針</b> .....	<b>7</b>
(1) 経営の基本方針.....	7
<b>4. 投資・財政計画（収支計画）</b> .....	<b>9</b>
(1) 投資・財政計画（収支計画） .....	9
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	9
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	11
<b>5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</b> .....	<b>12</b>
<b>6. その他</b> .....	<b>12</b>
<b>7. 経営戦略ひな形様式（別紙）</b> .....	<b>12</b>

## 宿毛市下水道事業経営戦略

団体名	宿毛市
事業名	公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業
策定日	令和7年3月
計画期間	令和7年度～令和16年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道事業 平成14年度(22年) 農業集落排水事業 平成10年度(26年) 漁業集落排水事業 平成11年度(25年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適用(全部) 令和6年4月移行
処理区域内 人口密度	26.7人/ha (令和5年度決算統計3事業合算)	流域下水道等への 接続の有無	無
公共下水道事業 農業集落排水事業 農業集落排水事業	(4,095人、160ha) (452人、12ha) (251人、8ha)		
処理区数	3処理区 (公共下水道1処理区、農業集落排水1処理区、漁業集落排水1処理区)		
処理場数	3処理場 (公共下水道1処理場、農業集落排水1処理場、漁業集落排水2処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

##### ② 使用料

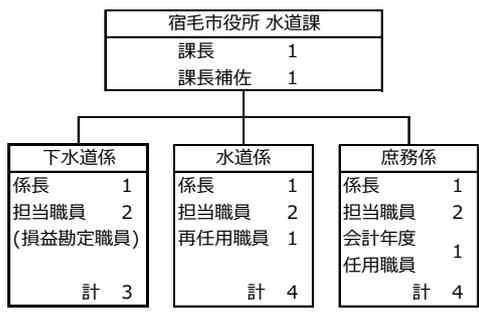
一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>■ 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水 基本水量に対する基本料金と超過水量(水量段階別)に応じた使用料金による料金体系としています。 料金表(1か月につき) 税抜</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料金</td> <td style="text-align: center;">10 m<sup>3</sup>まで</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超過料金(1 m<sup>3</sup>につき)</td> <td style="text-align: center;">10 m<sup>3</sup>を超え 20 m<sup>3</sup>まで</td> <td style="text-align: center;">110 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20 m<sup>3</sup>を超え 30 m<sup>3</sup>まで</td> <td style="text-align: center;">120 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30 m<sup>3</sup>を超え 50 m<sup>3</sup>まで</td> <td style="text-align: center;">130 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">50 m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">150 円</td> </tr> </table> <p>使用料は上記料金表により算出した額の合計額に消費税相当額を加えた額とする。1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,000 円	超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	110 円		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	120 円		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	130 円		50 m <sup>3</sup> を超えるもの	150 円
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,000 円														
超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	110 円														
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	120 円														
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	130 円														
	50 m <sup>3</sup> を超えるもの	150 円														
業務用使用料体系の 概要・考え方	製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。															
その他の使用料体系の 概要・考え方	水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。															
条例上の使用料*1 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	公共下水、農業集落排水、漁業集落排水 令和3年度 2,310円(税込み) 令和4年度 2,310円(税込み) 令和5年度 2,310円(税込み)															

実質的な使用料*2 (20mあたり) ※過去3年度分を記載	公共下水、農業集落、漁業集落(合算)	
	令和3年度	2,783円(税込み)
	令和4年度	2,749円(税込み)
	令和5年度	2,493円(税込み)
	公共下水	
	令和3年度	2,798円(税込み)
	令和4年度	2,755円(税込み)
	令和5年度	2,493円(税込み)
	農業集落	
	令和3年度	2,709円(税込み)
	令和4年度	2,723円(税込み)
	令和5年度	2,506円(税込み)
漁業集落		
令和3年度	2,646円(税込み)	
令和4年度	2,695円(税込み)	
令和5年度	2,463円(税込み)	

\*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20mあたりの使用料をいう。

\*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③組織

職員数	水道課下水道係の職員が下水道事業の運営を行っています。 職員数(係長1名、係員2名) 損益勘定職員	
事業運営組織	<b>【水道課】職員数 13名</b> 課長 (1名) 課長補佐 (1名) 係長 (3名) 担当職員 (6名) 会計年度任用職員 (1名) 再任用職員 (1)	

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	それぞれの浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	現時点では実施していません。
民間活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	現時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利 (未利用土地・施設の活用等)	現時点では実施していません。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)は次のとおりです。

- ・公共下水道事業
- ・農業集落排水事業
- ・漁業集落排水事業

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

高知県 梺毛市

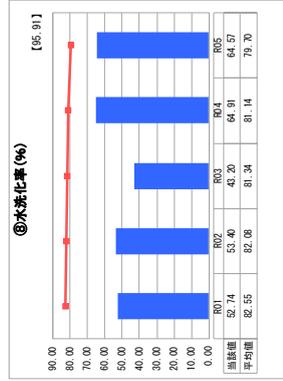
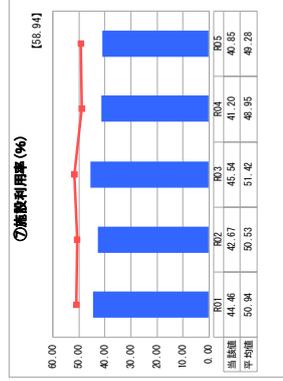
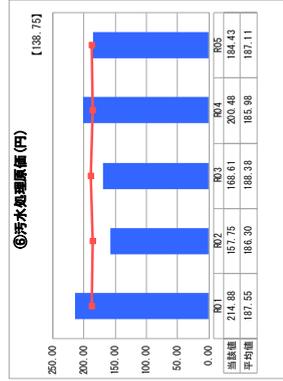
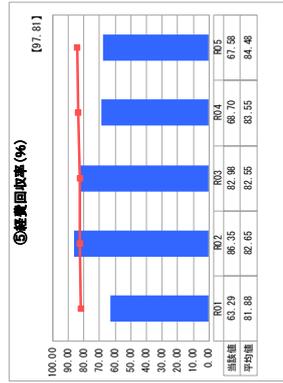
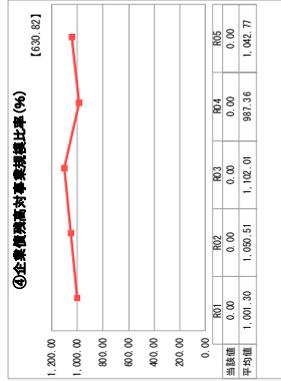
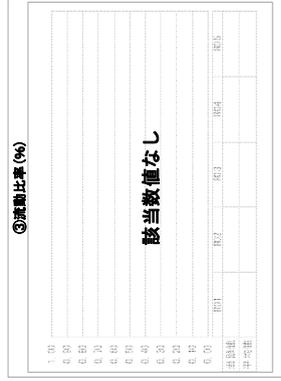
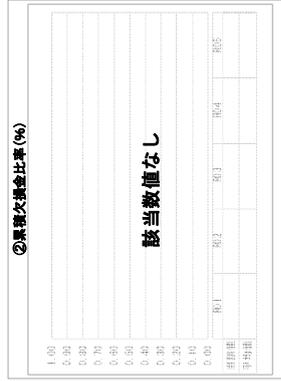
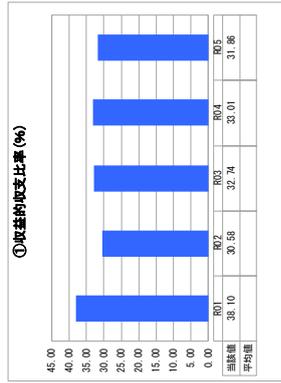
業務名 法非適用	業種名 下水道事業	事業名 公共下水道	類似団体区分 Co2	管理者の情報 非設置	人口(人) 18,869	面積(km <sup>2</sup> ) 286.14	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 65.94
資金不足比率(%) -	自己資本構成比率(%) 該当数値なし	普及率(%) 21.97	有収率(%) 75.53	1か所20m <sup>2</sup> 当たり事業料金(円) 2,310	処理区域内人口(人) 4,095	処理区域面積(km <sup>2</sup> ) 1.60	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 2,559.38

### グラフ凡例

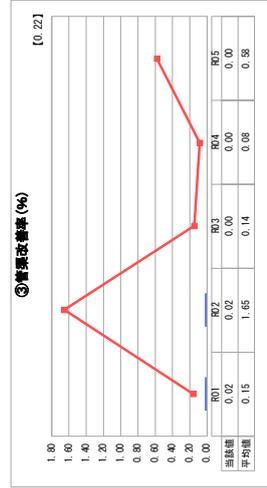
- 当類似団体 (当該数値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 収益的収支比率は前年同様低い値で推移するな  
 か、経費削減も低く、汚水処理原価は高く留まり  
 ました。この点については様々な経費削減策が  
 講じられているものの、単年度における経費削減  
 効果は限定的なものと見ています。また、主  
 たる収入源である人口の減少に伴い、施設利用  
 率も低下傾向にあることから、施設利用率の  
 向上を図ることが必要と見ています。

経営状況としては、料金体系の見直しの検討に取り  
 組む必要があると見ています。また、ストックマ  
 ネジメント計画に基づき現在行っております設備  
 更新の投資の平準化により起債残高は一時的に増  
 えるものの、単年度決算の起債借入額よりも引  
 当金繰上額が、一定の前減は起債借入額よりも引  
 き越えてまいります。

## 2. 老朽化の状況について

老朽化により修繕が必要な設備が取組まれるため、  
 ストックマネジメント計画を策定し、長期的な更新需  
 要を把握する中、計画的に設備更新を行うことで、  
 投資の平準化に取り組んでまいります。

## 全体総括

当事業の現状は、施設建設時の多額な設備費に一般  
 市民からの負担を伴うことで経営維持している状況  
 ですが、汚水処理原価の見直し（処理施設の広域化・  
 共同化）の実現に向け、現在、検討に着手してあり  
 ます。また、すでに策定しておりますストックマ  
 ネジメント計画に基づき、計画的に設備更新を行うこ  
 とで、投資の平準化に取り組むとともに、併せて施  
 設利用率の向上や水劣化率の向上による安定的な収  
 益の確保に向けた新たな取り組みが必要となってい  
 ます。

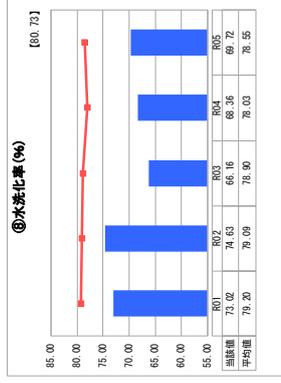
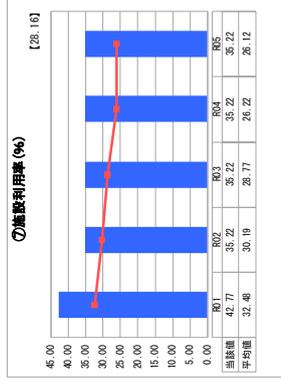
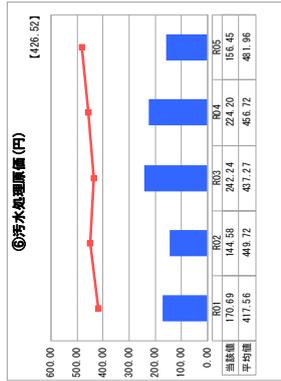
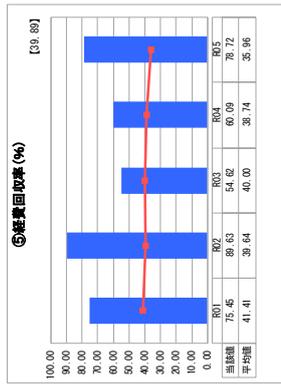
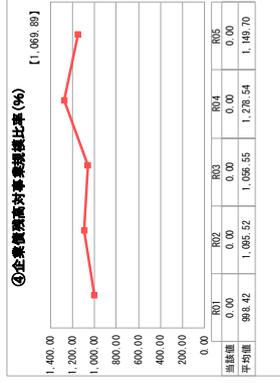
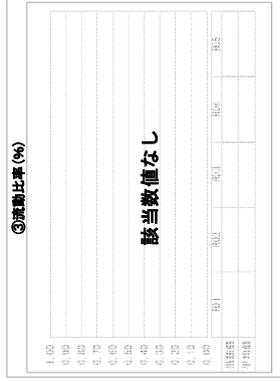
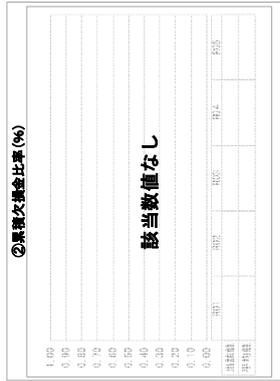
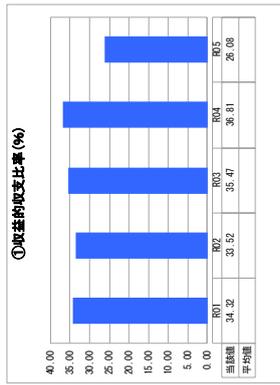


# 経営比較分析表（令和5年度決算）

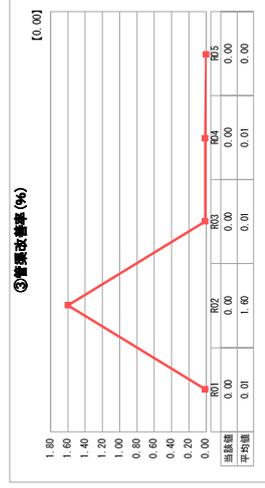
高知県 宿毛市

業種名	業種名	業種名	類似団体区分	管理者の情報	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非通用	下水道事業	油業落排水	H2	非設置	286.14	18,869	65.94
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有取率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金(円)	処理区域増面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	該当数値なし	1.25	75.43	2,310	0.08	251	3,137.50

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 収益的収支は昨年度を下回るなか、経費回収率は前年度より上昇しております。これは老朽化により単年度における維持修繕経費が増額したことが主な要因となっておりますが、現在の漁業資源環境整備確保計画を踏まえ、長期的な更新需要を把握する中、計画的に設備更新を行うことで、投資の平準化を取り組んでまいります。経営状態は現状維持している状況ではありますが、引き続き加入率向上に努力が必要と考えっております。

## 2. 老朽化の状況について

近年、中継ポンプ設備や処理施設の老朽化が顕著となっておりまして、R2年度に漁業資源環境整備確保計画を策定しており、現在これに基づき、計画的に設備更新を行うことで、投資の平準化に取り組んでおります。

## 全体概括

漁業資源水事業については、地理的条件から他事業との広域化・共同化が望めない状況のため、単年度の安全確保を目標としていかなるべきではありません。このことから、R2年度に策定した漁業資源環境整備確保計画に基づき計画的に設備更新を行うことで、施設の平準化に取り組みるとともに、使用料設定の検討に着手し、安定収入の確保に取り組んでまいります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

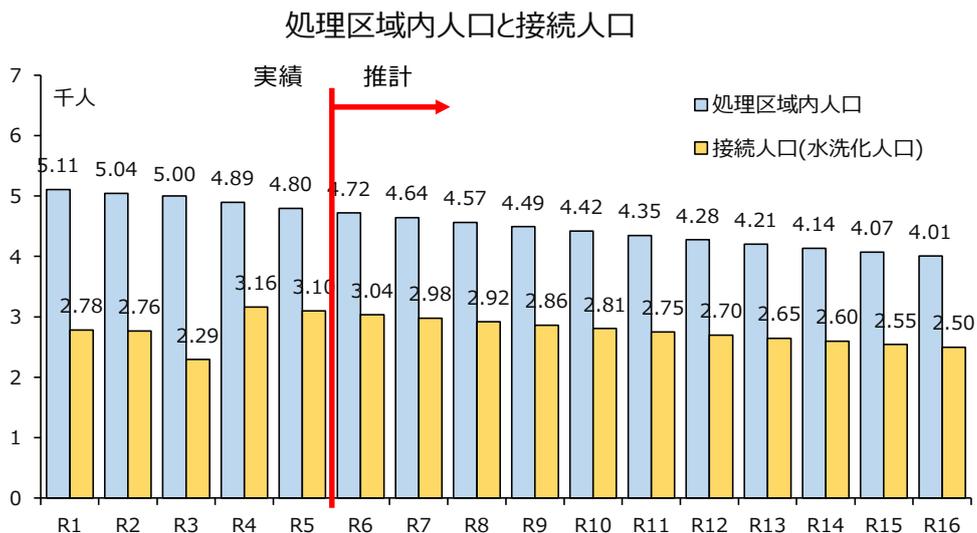
■ 下水道全体（公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）

#### ① 処理区域内の人口推計

• 処理区域内の人口推計は、事業ごとに過年度の人口減少傾向から推計し、3事業分を合算しました。

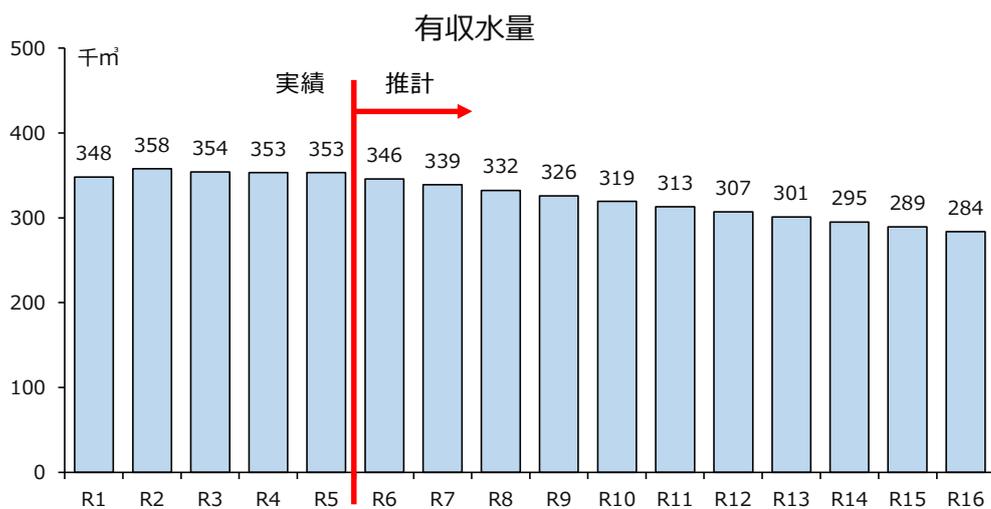
#### ② 水洗化人口の推計

• 水洗化人口の推計は、事業ごとに過年度の人口増減傾向から推計し、3事業を合算しました。



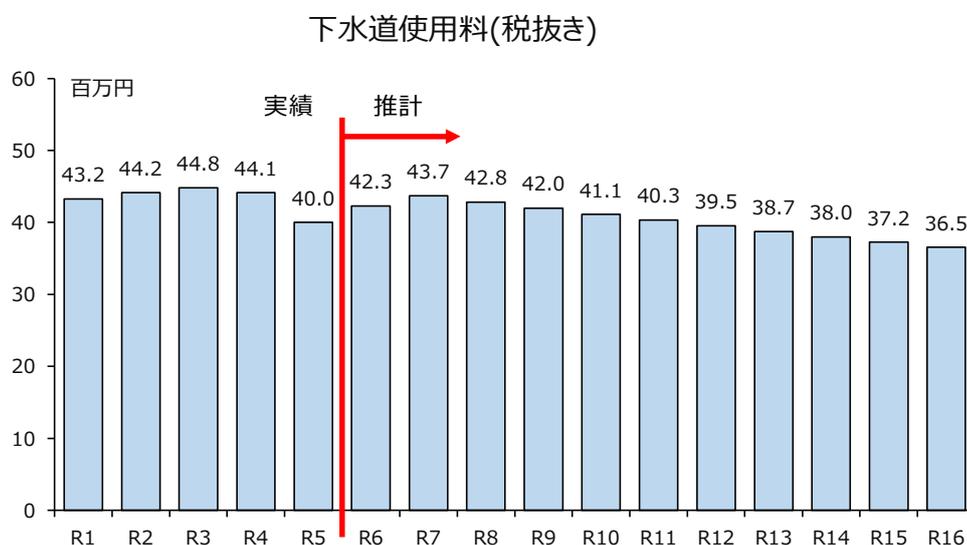
### (2) 有収水量の予測

• 有収水量 = 水洗化人口 × 水洗化人口 1人当たり有収水量（令和5年度実績）とし、3事業分を合算しました。



### (3) 使用料収入の見通し

- 料金収入見通し = 有収水量×有収水量当たり料金収入（令和7年度予算）とし、3事業分を合算しました。



### (4) 施設の見通し

- 施設については、ストックマネジメント計画を策定し、汚水処理場機械設備更新事業を進めるとともに、経営状況に見合った計画的な維持修繕・機械・管路等の更新に取り組んでいきます。

### (5) 組織の見通し

- 現在の人員構成が本市の公共下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後とも経営の効率化を検討しつつ、経営技術の維持・継承についても支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

## 3. 経営の基本方針

### (1) 経営の基本方針

#### ■ 公共下水道

- 本市の下水道事業は、平成4年度から本格的な下水道整備に着手し、平成14年度に「宿毛クリーンセンター」（汚水処理場）が供用開始となり、生活環境の向上と公共水域の水質改善・維持に大きく貢献しています。
- 今後の課題として、汚水処理の効率化・最適化を図るため、二ノ宮地区農業集落排水事業の公共下水道への編入検討や、既に策定しているストックマネジメント計画に基づき、供用開始から23年を経過した汚水処理施設の宿毛クリーンセンター等について、施設全体の持続的なライフサイクルコストの低減を図ります。
- 雨水対策としては、老朽化の進む宿毛ポンプ場の適切な施設の維持又は更新を行い、大雨による浸水被害から市民の生命や財産を守ります。
- 汚水対策については、引き続き公共下水道の維持を行っていく中で、人口減少等の社会情勢を踏まえた適切な汚水処理方法について検討する必要があります。

・今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、公共下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。このため、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくと共に、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行って参ります。また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

#### ■ 農業集落排水

- ・本市の農業集落排水事業は、平成 6 年度から事業に着手し、平成 10 年度から供用開始となっています。農業集落排水施設の供用開始により、生活環境の向上と農業用水路や河川等公共水域の水質改善・維持に大きく貢献をしています。
- ・今後の課題として、汚水処理の効率化・最適化を図るため、二ノ宮地区農業集落排水事業の公共下水道への編入検討や、適切な施設の更新を行うとともに農業集落排水事業の経営の健全化を図るため、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行って参ります。
- ・今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、農業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。このため、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要です。
- ・また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

#### ■ 漁業集落排水

- ・本市の漁業集落排水事業は、平成 7 年度から事業に着手し、平成 11 年度から供用開始となっています。漁業集落排水施設の供用開始により、漁業集落の生活環境の向上と公共水域の水質改善・維持に大きく貢献をしています。
- ・今後の課題として、供用開始後 25 年が経過した排水施設については、引き続き集落排水事業施設の適正な施設更新を行います。
- ・また、漁業集落排水事業の経営の健全化を図るため、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行って参ります。
- ・今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、漁業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。このため、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要です。
- ・また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

##### （1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

##### （2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

###### ①収支計画のうち投資についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営のモニタリング指標（経営目標）として、水洗化率の改善を図るため、加入率を目標に設定します。</li> <li>&lt;目標&gt; 計画期間 令和 16 年度末における目標</li> <li>・3 事業合算における加入率（加入戸数÷受益戸数）・・・65%以上</li> <li>※3 事業合算における令和 5 年度加入率（64.59%）</li> <li>・処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、水洗化率向上のための普及啓発を図ります。</li> </ul>
----	--

上記目標の達成に対応するため、計画期間内において次の事業を予定しています。

###### 【計画期間内の事業計画】

令和 7 年度 宿毛ポンプ場放流渠耐震補強工事……………	46 百万円
令和 7 年度～16 年度 スtockマネジメント事業等……………	2,780 百万円

###### ②収支計画のうち財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営のモニタリング指標（経営目標）として、収益的収支比率を設定します。</li> <li>&lt;目標&gt; 計画期間 令和 16 年度末における目標</li> <li>・3 事業合算における経常収支比率 100%以上を目指します。</li> <li>（令和 5 年度実績 該当なし）</li> <li>&lt;財源の目標に関する考え方&gt;</li> <li>・経常収支比率は、当該年度の経常収益で維持管理費等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、健全経営を続けていくために単年度収支の黒字化を目指します。</li> <li>・今後、Stockマネジメント事業等による投資を予定していることから、国庫補助金及び地方債等により、必要な財源を確保します。一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入に加えて、収支の均衡を図るため基準外の繰入を行います。今後も維持管理費用の縮減に努め、基準外繰入金を安易に増加させることがないよう努めます。</li> </ul>
----	---

###### 【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- ・使用料収入は、有収水量×有収水量当たりの使用料で算定しました。
- ・使用料の見直しについては、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えとしています。

【企業債に関する事項】

- ・建設改良費の全額に対し、起債を充てる予定としています。
- ・新規発行企業債の発行条件は、元利均等方式、償還期間 30 年、うち据置 5 年、利率は 3.0% 以内で想定しています。

【繰入金に関する事項】

- ・国が示している一般会計からの繰出しの基本的な考え方に沿って、繰入れを行う試算としています。
- ・また、下水道施設の資本費に係る他会計出資金及び維持管理費等に係る他会計補助金について財務部局と協議の上、基準外の繰入金についても一般会計から繰入れを行う試算としています。

【資産の有効活用に関する事項】

- ・現在、遊休資産が存在しないため、本計画では反映しておりません。なお、今後、人口減少等により使用されなくなった施設等が生じた場合、その活用について検討します。

【その他】

- ・生活排水処理の意義や下水道事業の経営状況等について周知を図り、使用料収入の未納解消に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）】

- ・業務の効率化や経費削減のため、浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しており、現行の委託業務形態が当面継続することを前提に試算しています。
- ・PPP/PFI などについては、本計画では反映しておりませんが、全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。

【職員給与費に関する事項】

- ・令和 7 年度予算における「1 人当たりの年間給与費」に「職員数」と「物価上昇率」を乗じて試算しています。

【動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、薬品費、委託料、その他に関する事項】

- ・令和 7 年度予算に「物価上昇率」を乗じて試算しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚水処理区の見直し（処理施設の効率化・共同化）の実現に向け、計画案を策定して参ります。また、行政区域をまたがる広域化等の取組みについては、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えて共同化等について検討していきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間中に、長期的な視点で効率的な資産管理を図るためのストックマネジメントを策定し、事業の平準化を図りながら施設整備を進めます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	PPP/PFI などについては、本計画では反映しておりませんが、全国の先進事例及び当該事例についての評価等を勘案して、今後検討していきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等が生じた場合の活用については、今後検討していきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担や取組により生じる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わるDBOの導入など段階的な検討を継続的に実施します。 また、身近なテーマとして、維持管理、保守点検及び清掃等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、引き続き、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	施設整備更新を進めていくためには、技術系職員及び事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化や組織統合といった職員給与費に関する事項について検討していきます。
動力費に関する事項	現時点では、特にありません。
薬品費に関する事項	現時点では、特にありません。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要になってきます。修繕計画の立案により修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図っていきます。
委託費に関する事項	対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施することにより、計画と実績の乖離を検証し、必要に応じて修正を行います。</p> <p>また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画の変更が必要となる場合においては、本戦略を見直しするほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行ない、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。</p>
----------------------------	--

## 6. その他

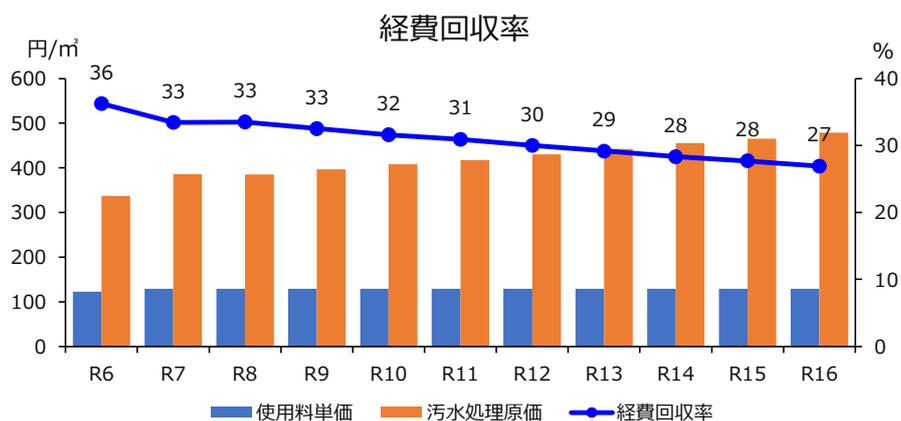
### ①経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、汚水処理に係る費用が、どの程度使用料収益で賄えているかを表した指標であり、経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収益以外の収入で賄われていることを意味します。

本市の下水道事業における経費回収率（法非適用）は、経営比較分析表に示したとおり、令和5年度において、公共下水道事業（67.58%）、農業集落排水（83.53%）、漁業集落排水（78.72%）であり100%を下回っています。

一方、本市の有収水量は、少子高齢化等の影響による処理区域人口の減少を受け、計画期間末の令和16年度には、令和5年度の80%程度に減少する予測となっており、使用料収益も減少する見込みとなっています。

下水道事業は令和6年度から公営企業会計法の適用に移行したことにより、経費回収率は令和6年度決算見込みでは36%となっておりますが、この動向をモニタリングして、定期的な料金体系の見直しを図り、経費回収率の向上につなげます。



## 7. 経営戦略ひな形様式（別紙）

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定 総務省)」に示された「経営戦略ひな形様式(別紙)」を次のとおり添付します。

別紙 様式第2号（法適用企業・収益的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 様式第2号（法適用企業・資本的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 原価計算表

投資・財政計画 (収支計画)

区分	年度	R6														
		R5	R6													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	(単位:千円)		
1. 営業収益	(A)	-	42,337	43,783	42,898	42,042	41,201	40,389	39,593	38,812	38,046	37,310	36,588			
	(1) 料金収入	-	42,272	43,714	42,828	41,972	41,131	40,319	39,523	38,742	37,976	37,240	36,518			
	うち雨水処理負担金 (公費負担)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 営業外収益	(B)	-	65	69	70	70	70	70	70	70	70	70	70			
	(1) 補助金	-	442,760	454,157	452,650	457,998	463,084	464,157	458,591	450,824	447,842	436,119	421,427			
	他会計補助金	-	278,588	283,777	286,900	290,200	293,500	294,200	292,900	294,400	294,100	288,900	283,400			
3. その他	(C)	-	164,170	164,335	165,748	167,796	169,582	169,955	165,689	156,422	153,740	147,217	138,025			
	(1) 長期前受金戻入	-	2	6,045	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	(2) その他	-	485,097	497,940	495,548	500,040	504,285	504,547	498,184	489,636	485,888	473,429	458,016			
1. 営業費用	(D)	-	430,181	446,263	449,718	454,945	459,649	460,033	453,695	445,631	441,900	428,300	411,588			
	(1) 職員給与	-	25,870	27,159	27,430	27,703	27,982	27,421	27,697	27,974	28,254	27,688	27,967			
	退職給付費	-	13,222	13,541	13,676	13,813	13,951	13,672	13,809	13,947	14,087	13,805	13,943			
2. その他	(E)	-	12,648	13,618	13,754	13,890	14,031	13,749	13,888	14,027	14,167	13,883	14,024			
	(1) 動力費	-	75,513	92,042	92,913	93,792	94,680	95,577	96,484	97,399	98,323	99,256	100,199			
	(2) 修繕費	-	2,587	5,545	5,600	5,656	5,713	5,770	5,828	5,886	5,945	6,004	6,064			
3. 減価償却費	(F)	-	72,926	58,125	58,657	59,193	59,736	60,283	60,836	61,395	61,959	62,529	63,105			
	(1) 営業外費用	-	327,894	326,994	329,305	333,380	336,917	336,965	329,444	320,189	315,253	301,285	283,352			
	(2) 支払利息	-	47,932	45,008	43,877	43,060	42,650	42,507	42,507	42,507	41,984	41,983	43,154			
4. その他	(G)	-	40,365	37,438	36,307	35,490	35,080	34,937	34,937	34,414	34,413	35,584	36,876			
	(1) 支出品	-	478,113	491,271	493,595	498,005	502,299	502,540	496,202	487,616	483,883	471,454	456,034			
	(2) 支出品	-	6,984	6,669	1,953	2,035	1,985	2,006	1,983	2,020	2,005	1,975	1,982			
特別利益	(H)	-	302	1	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
特別損失	(I)	-	6,964	4,099	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	(J)	-	△ 6,662	△ 4,098	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(K)	-	322	2,571	1,953	2,034	1,985	2,006	1,982	2,020	2,004	1,975	1,981			
流動資産	(L)	-	200,112	193,747	136,008	105,979	92,691	85,152	50,971	35,056	91,812	162,806	239,855			
	(1) うち未収金	-	7,021	9,093	8,890	8,720	8,540	8,370	8,210	8,050	7,890	7,730	7,580			
	うち建設改良費分	-	313,822	307,225	285,735	268,800	259,030	226,207	208,103	133,276	111,546	96,870	92,439			
流動負債	(M)	-	300,208	295,951	274,350	257,303	247,429	214,623	196,406	121,466	99,623	84,964	80,419			
	(1) うち一時借入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	うち未払金	-	12,012	9,012	9,100	9,190	9,270	9,300	9,390	9,480	9,570	9,600	9,690			
累積欠損金比率 (I) ÷ {(A)-(B)} × 100	(N)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	(O)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B)	(P)	-	42,337	43,783	42,898	42,042	41,201	40,389	39,593	38,812	38,046	37,310	36,588			
地方財政法による資金不足の比率 (L) ÷ (M) × 100	(Q)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	(R)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健全化法施行令第5条に規定する解消可能資金不足額 (O)	(S)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	(T)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) ÷ (P) × 100	(U)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

投資・財政計画 (収支計画)

事業全体

区分	年度	(単位：千円)															
		R5 前々年度 (決算)	R6 前年度 (決算見込)	R7 本年度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034				
資本的収支	1. 企業資本費平準化債	-	158,200	194,700	210,000	210,000	206,300	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000		
	うち資本費平準化債	-	156,600	108,500	60,000	60,000	56,300	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2. 他会計補助金	-	154,267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 他会計負担金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他会計負入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5. 他会計借入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	6. 国(都道府県)補助金	-	56,841	57,511	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000		
	7. 固定資産売却代金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 工事負担金	-	675	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050		
9. その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	(A)	-	369,983	253,261	361,050	361,050	357,350	301,050	301,050	301,050	301,050	301,050	301,050	301,050			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
純計 (A)-(B)	(C)	-	369,983	253,261	361,050	361,050	357,350	301,050	301,050	301,050	301,050	301,050	301,050	301,050			
1. 建設改良費	-	52,695	128,683	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			
うち職員給与	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2. 企業債償還金	-	304,645	300,208	295,951	274,350	247,429	214,623	196,406	121,466	99,623	84,964	84,964	84,964				
3. 他会計長期借入返還金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
4. 他会計への支出金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
5. その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
計	(D)	-	357,340	428,891	574,350	547,429	514,623	496,406	421,466	399,623	384,964	384,964					
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	(E)	-	0	175,630	234,901	213,300	190,079	213,573	195,356	120,416	98,573	83,914					
1. 損益動定留保資金	-	0	155,714	221,360	199,759	176,538	200,032	181,815	106,875	85,032	70,373	70,373					
2. 利益剰余金処分	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3. 繰越工事資金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
4. その他	-	0	19,916	13,541	13,541	13,541	13,541	13,541	13,541	13,541	13,541	13,541					
計	(F)	-	0	175,630	234,901	190,079	213,573	195,356	120,416	98,573	83,914	83,914					
補填財源不足額 (E)-(F)	(F)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
他会計借入金残高 (G)	(G)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
企業債残高 (G)	(G)	-	2,539,663	2,434,155	2,288,230	2,240,927	2,199,798	2,135,175	2,088,769	2,117,303	2,167,679	2,232,715					

○他会計繰入金

区分	年度	(単位：千円)															
		R5 前々年度 (決算)	R6 前年度 (決算見込)	R7 本年度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034				
収益的収支	うち基準内繰入金	-	278,588	283,777	286,900	290,200	293,500	294,200	292,900	294,400	294,100	288,900	283,400				
	うち基準外繰入金	-	229,959	227,256	227,294	228,777	230,397	229,367	226,389	226,155	224,180	217,340	210,169				
	計	-	508,547	511,033	514,194	518,977	523,897	523,567	519,289	520,555	518,580	506,240	493,569				
資本的収支	うち基準内繰入金	-	154,267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	うち基準外繰入金	-	154,267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	計	-	308,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計		-	432,855	283,777	286,900	290,200	293,500	294,200	292,900	294,400	294,100	288,900	283,400				

## 原価計算表

供用開始年月日(公共下水) 平成 14 年 3 月 31日  
 供用開始年月日(農業集落) 平成 10 年 4 月 1日  
 供用開始年月日(漁業集落) 平成 11 年 4 月 1日  
 処理区域内人口(令和6年度見込) 4,719人  
 計算期間 自 : 令和 7 年 4 月  
 至 : 令和 17 年 3 月  
 (10年間)

### 収入の部

項 目	金額 (千円)			
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画計上額 (10年間平均) (A)	公費負担分 (10年間平均) (B)	料金対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	42,272	39,996	0	<b>39,996</b>
受 託 工 事 収 益	0	0	0	0
そ の 他	442,825	450,755	0	450,755
合 計	485,097	490,751	0	490,751

### 支出の部

項 目	金額 (千円)				
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画計上額 (10年間平均) (A)	公費負担分 (10年間平均) (B)	料金対象収支 (A) - (B)	
管 渠 ・ 処 理 場 費	動 力 費	0	13,058	0	13,058
	修 繕 費	2,587	5,801	0	5,801
	材 料 費	0	16,626	0	16,626
	薬 品 費	1,925	2,262	0	2,262
	委 託 料	42,847	46,338	0	46,338
	そ の 他	28,154	11,982	0	11,982
小 計	75,513	96,067	0	96,067	
一 般 管 理 費	人 給 料	13,222	13,824	13,824	0
	件 諸 手 当	7,967	8,808	8,808	0
	費 福 利 費	4,681	5,096	5,096	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0
	委託料(管渠・処理場で計上済)	0	0	0	0
	そ の 他	7,707	7,640	7,640	0
小 計	33,577	35,367	35,367	0	
資 本 費	支 払 利 息	40,365	35,548	35,548	0
	減 価 償 却 費	327,894	321,308	161,457	159,851
	企業債取扱諸費その他	0	0	0	0
小 計	368,259	356,856	197,005	159,851	
合 計 (Y)	477,349	488,290	232,372	<b>255,918</b>	
	料金算定期間(開始) 償却資産(期首残高)	料金算定期間(終了) 償却資産(期末残高)	料金算定期間 償却資産(平均残高)	資産維持費率※ (標準値)	
	8,285,247	5,247,475	6,766,361	3%	
資 産 維 持 費 ( Z )	※資産維持費 = 料金算定期間の平均償却資産残高 × 資産維持費率			<b>202,991</b>	
料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	( 営業及び営業外費用 ) + ( 資産維持費 )			<b>458,908</b>	

料金収入 / (料金対象経費 + 資産維持費) : (X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = **8.7**

#### <料金水準についての説明>

基本水量に対する基本料金と超過水量(水量段階別)に応じた使用料金による料金体系としています。

- ・基本料金：10mまで1,000円
- ・超過料金：10mを超え20mまで110円、20mを超え30mまで120円、30mを超え50mまで130円、50mを超えるもの150円

使用料の見直しについては、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えとしています。